

重金属固定化処理剤事件

東京地裁平成22年11月18日判決（最高裁HP）

知財高裁平成23年12月22日判決（最高裁HP）

1 第一审

(1) 請求及び認容額

ア 原告の請求

生産等の差止、製品の廃棄、27億2925万6208円

イ 認容部分

生産等の差止、製品の廃棄、11億9185万2910円

(2) 原告の特許権

ア 平成7年12月1日出願（優先権主張日平成6年12月2日）

イ 平成15年1月24日設定登録

ウ 本件発明

(ア) 本件発明1（請求項6）

A ピペラジン-N-カルボジチオ酸もしくはピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸のいずれか一方もしくはこれらの混合物またはこれらの塩からなる

B 飛灰中の重金属固定化処理剤。

(イ) 本件発明2（請求項7）

C ピペラジン-N-カルボジチオ酸塩もしくはピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸塩が、アルカリ金属、アルカリ土類金属塩又はアンモニウム塩であることを特徴とする

D 請求項6に記載の飛灰中の重金属固定化処理剤。

(ウ) 本件発明3（請求項9）

E ピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸塩が、ピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸カリウムであることを特徴とする

F 請求項7に記載の飛灰中の重金属固定化処理剤。

(3) 被告製品

被告は平成15年1月24日以降、業として被告製品の製造販売をしている。

(4) 争点

ア 被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）

イ 本件特許に無効事由があり、特許権の行使が特許法104条の3第1項により制限されるか（争点2）

ウ 被告製品の範囲（争点3）

エ 原告の損害額（争点4）

*争点1～3は省略

(5) 原告の損害額（争点4）

ア 102条1項の損害額（逸失利益）

（ア）被告製品の販売数量

被告製品の範囲に争いがあったが（争点3）、原告の主張を認め、鑑定書により販売数量を認定。

(イ) 原告製品の単位数量あたりの利益額

A 侵害の行為がなければ販売することができた物

原告製品は、本件各発明の実施品であり、市場において侵害品である被告製品と競合する製品であるから、原告において、「侵害の行為がなければ販売することができた物」に該当する。

a 平成15年1月24日から同年3月31日までの間は、原告製品の販売が開始されていないから、販売可能な数量はない。

b 平成15年4月1日から平成18年3月31日までは、原告製品（甲社が製造）、被告製品、大手製造事業者3社（OEM 3社）がピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の製造/販売を行っていた。

c 平成18年4月1日から平成21年9月30日までは、市場は原告製品と被告製品のみとなった（OEM 3社が原告製品の製造委託先となった）。

B 原告製品の単位数量あたりの利益額

鑑定の数字を採用した。

(A) 原告が甲社に支給する原料ピペラジンについての製造設備の減価償却費などの製造固定費を売上原価に算入すべきであるとの被告の主張を、排斥。製造固定費については、被告製品の販売数量に相当する原告製品を原告が追加的に製造、販売した場合に原告の原料ピペラジンの製造能力が不足して新規の設備投資が必要となる場合でない限り、原告製品の製造数量に応じて変動することのない費用であることから売上原価に算入しないのが適切な処理であるとした。

(B) 被告の主張は、「甲社製原告製品の場合、原料となるピペラジンを原告自身が製造して甲社に支給していることから、原告以外の物が製造したピペラジンを原料とする OEM 3社製原告製品と比較して、甲社製原告製品の売上原価が低く抑えられることとなり、その結果、より多額の利益が得られることになるが、このような利益の中には、それ自体は本件各発明の技術的範囲に属することのない原料ピペラジンの製造、販売による利益が含まれているから、「単位数量あたりの利益の額」から、この利益に相当する額を控除すべきである」というもの。製造、販売の具体的な形態の違いによるものにすぎないとして簡単に排斥した。

C 単位数量あたりの利益額

(A) 平成15年4月1日から平成18年3月31日まで
甲社製原告製品についての単位数量あたりの利益額

(B) 平成18年4月1日から平成21年9月30日まで
甲社製原告製品と OEM 3社製原告製品とがあるが、期間中に販売された全ての原告製品を対象とした平均値を採用すべきである。

(ウ) 原告の実施能力

鑑定により、余剰生産能力を肯定。

(イ) 販売することができないとする事情

A 競合他社の存在について

- (A) ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の有効成分は、第二種監視化学物質（化審法23条1項）として製造・輸入量を経産大臣に届け出なければならないため、経産省告示から製造量を知ることができる。原告製品、被告製品は上記化学物質が平均38%含まれる水溶液として製造販売され、上記化学物質には、ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤以外に工業的用途はないので、製造量を0.38で除すれば、ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模を算出することができる。
- (B) 上記の市場規模、裁判所が認定した被告製品の販売数量、原告製品の販売数量から、被告製品を除く市場における原告製品の市場占有率を算出。
- (C) 平成18年4月以降について、原告は、OEM3社が原告製品を生産するようになったので、原告製品と被告製品のみとなったと主張しているが、裁判所はその事実を認定せず、原告における原告製品の販売可能数量は、被告製品の販売数量に、上記の被告製品を除くピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場における原告製品の市場占有率を乗じて得られる数量とした。

B 旧化審法による制限

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- (A) 甲社がジカリウム=ピペラジン-1、4-ジカルボジチオアート（ジカリウム=ピペラジン-1、4-ビス（カルボジチオアート））については、厚労大臣らに対し、新規化学物質製造届出書により旧化審法3条に基づく新規化学物質としての届出を行い、厚労大臣らは旧化審法4条1項の判定を受け、同条4項所定の通知を受けたため、適法に原告製品を製造することができたと認定。
- (B) カリウム=ピペラジン-1カルボジチオアート（甲社が届け出していない新規化学物質）については、原告製品に1重量%以上含有されるとの事実は認められないとした。

C その他の事情について

- (A) 被告製品の代替品として、非ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤が販売された可能性があるとの主張を排斥。
- (B) ピペラジン系の製品が飛灰用重金属固定化処理剤として一定の市場を形成できたのは、被告による営業努力又は市場開拓によるものと認めるることはできない。
- (C) 入札制度によって納入業者が決定される製品の場合、特許権の対象であることは入札の条件とはならないので、需用者において納入業者を決定する際の動機付けにならないという被告の主張については、主張として不十分である等として否定。

イ 102条3項

(ア) 平成15年4月1日から平成21年9月30日まで

販売することができないとする事情に該当する数量として控除するとされた分に対応する実施料相当額を、逸失利益とともに請求することは妥当でない（知財高裁平成18年9月25日判決）。

(イ) 平成15年1月24日から同年3月31日まで（原告製品の販売前）

原告において OEM 3社が製造する原告製品を販売することによって得られる単位数量あたりの利益額の平均販売単価に対する割合をもって、相当な実施料算定の指標とすることができる。

ウ 弁護士費用

5000万円

エ 消滅時効

加害者の製造、販売する物が被害者の特許権にかかる特許発明の技術的範囲に属することについてまで認識することが必要である。

2 控訴審

*原告が H21.10.1～H23.3.31までの損害につき請求を拡張

争点1（被告製品の構成要件の充足性）

（略）

争点2（本件特許権に基づく権利行使の可否）

（略）

争点3（損害額）

(1) 参考製品（被告製品かどうかについて争いがある製品）

原審と同様に、被告が中間製品と主張していたものは、被告製品とされ、「非ビペラジン系製品」のみ被告製品ではないとされた（後者については被告が自白していたが、錯誤による自白と認定）。

(2) 第1期（H15.1.24～H15.3.31）の損害額（102条3項）

ア 被告の販売数量

鑑定により販売数量を認定。

イ 被告製品の平均販売単価

ウ 本件発明の実施料率

原告において OEM 3社が製造する原告製品を販売することによって得られる単位数量あたりの利益額の平均販売単価に対する割合をもって、相当な実施料算定の指標とすることができる。

エ 損害額の計算

被告の販売数量×被告製品の平均販売単価×実施料率

(3) 第2期（H15.4.1～H18.3.31）及び第3期（H18.4.1～H23.3.31）の損害額

ア 102条1項と3項の適用については、102条1項により算定された損害額は、特許権者に生じた逸失利益の全てを評価し尽くした結果であるので、これと並行して、同条3項により請求しうる損害を観念する余地はない。

イ 被告製品の販売数量（102条1項）

H15.4.1～H21.9.30までは鑑定により認定。H21.10.1～H23.3.31までについて
は争いがない。

ウ 原告製品の単位数量あたりの利益額について（102条1項）

(ア) 侵害の行為がなければ販売することができた物

原告製品を「侵害の行為がなければ販売することができた物」と認定。

(イ) 第2期における原告製品の単位数量あたりの利益額

甲社製原告製品のみであるので、それについての単位数量あたりの利益額で
あり、鑑定により認定。

(ウ) 第3期における原告製品の単位数量あたりの利益額

甲社製原告製品とOEM3社製原告製品が存在。3期に販売された全ての原
告製品を対象とした平均値をもって原告製品の単位数量あたりの利益額とす
る。

エ 原告の実施能力（102条1項）

鑑定により、原告の実施能力を認定。

オ 販売することができないとする事情（102条1項）

(ア) 前提となる市場規模

ヒペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場を前提とする。

(イ) 競合他社の存在について

A ヒペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模及び市場占有率

(A) 旧化審法、現行化審法により、ジカリウム=ヒペラジン-1、4-ビ
ス(カルボジチオアート)及びカリウム=ヒペラジン-1-カルボジチオ
アートは第2種監視化学物質とされ、製造又は輸入するものは、毎年と、
当該指定化学物質の製造数量及び輸入数量を経産大臣に届けなければならない。
違反に対しては刑罰が科されており、この届出に係る製造数量及び
輸入数量は化学物質の市場規模(販売数量)を正確に反映しているものと認
定。市場規模の暫定値を、上記のヒペラジン系の飛灰用重金属固定化処理
剤の有効成分の製造量(経産省告示)を0.38で除する方法により算出
し、平成19年から平成22年までの間は、原告製品、被告製品が暫定値
による市場を全てないし高い占有率占有していることから、競合他社はい
ないと認定。平成15年から18年までは競合他社が存在したと認定。市
場規模については、暫定値を用いるほかないと認定。

(B) 平成15年から平成18年

被告製品の販売数量×被告製品を除くヒペラジン系の飛灰用重金属固定
化処理剤の市場における原告製品の市場占有率

(C) 平成19年以降

競合他社はいないので、販売することができないとする事情はない。

(イ) 旧化審法、化審法による制限

原審と同じ。

(ウ) その他

原審と同じ。

(4) 弁護士費用

第1期につき100万円、第2期につき1800万円、第3期につき8100万円

(5) 消滅時効

静岡市廃棄物処理課の入札仕様書にピペラジン系キレート剤と記載されているからと言って、市場関係者に広く認識されているとか、原告が知っていたとかいうことはない。

(6) 損害額

年度ごとの金額が開示されている。認容額：18億0098万2796円

以上

本件化合物

ピペラジン

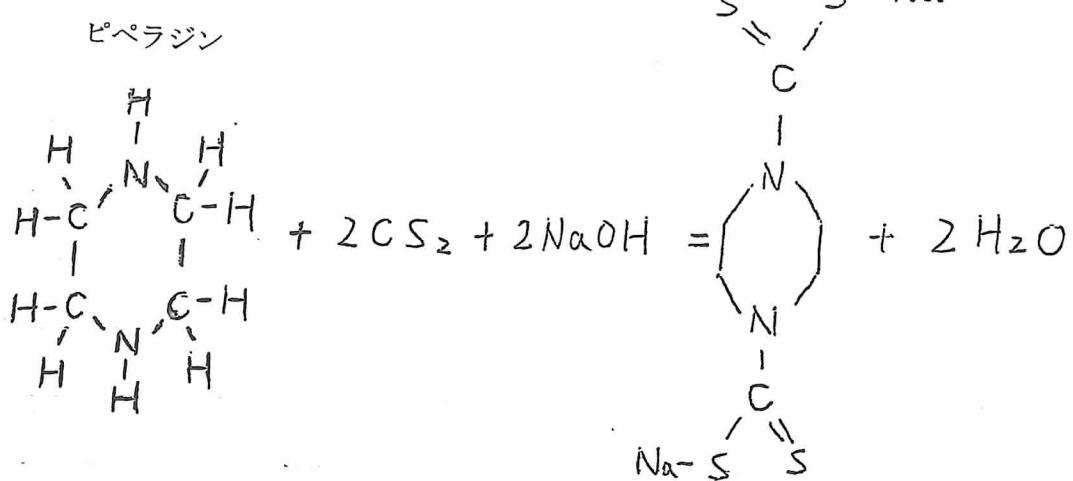
ピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸ナトリウム
ジナトリウム=ピペラジン-1、4-ジカルボジチオアート
ジナトリウム=ピペラジン-1、4-ビス(カルボジチオアート)

ジチオカルボキシ基

ピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸(ビス体)
ピペラジン-1、4-ビス(カルボジチオアート)

ピペラジン-N-カルボジチオ酸(モノ体)
ピペラジン-1-カルボジチオアート

本件化合物



ピペラジン-N、N'-ビスカルボジチオ酸ナトリウム

ジナトリウム=ピペラジン-1、4-ジカルボジチオアート

ジナトリウム=ピペラジン-1、4-ビス(カルボジチオアート)

